

国内周波数分配の脚注

J1
8.3kHz未満の周波数の割当ては、8.3kHz以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2
気象援助業務によるこの周波数帯の使用は、受信用に限る。当該周波数帯において、気象援助業務の局は、2013年1月1日前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と同日後に通告された無線航行業務の局との共用については、ITU-R勧告RS.1881を適用する。

J3
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局によるA1A又はF1B電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B又はJ7B電波の発射をすることができる。

J4
この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合においては、他の無線局による有害な混信からの保護を与えられる。

J5
固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。

J6
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。

J7
この周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力で1Wを超えてはならず、無線通信規則第5.67号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J8
この周波数帯を使用する海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J8A
海上移動業務による415-495kHz及び505-526.5kHzの周波数帯の使用は、無線電信に限り、また、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件として、最新版のITU-R勧告M.2010に従いNAVDATシステムにも使用することができる。NAVDATの送信局は、海岸局に限る。

J9
450-460kHzの周波数帯の使用は、中波放送受信機の間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J10
490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数の電波を用いるナブテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関(IMO)の手続(決議第339(WRC-97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J10A
495-505kHzの周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.2010に示す国際的なNAVDATシステムに使用される。NAVDATの送信局は、海岸局に限る。

J11
この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1Wを超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J12
490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による415-495kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による472-479kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J13
518kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J14
放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域におけるMF帯並びに第一地域におけるLF帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975年、ジュネーヴ)(昭和51年郵政省告示第810号)に合致することを条件とする。

J15
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号イに規定する周波数とする。

J16
2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz及び16695kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信による国際遭難周波数とする。

J17
2182kHzの搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E電波のみ使用することができる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5-2190.5kHzとする。

J18
2182kHz、3023kHz、5680kHz及び8364kHzの搬送周波数並びに121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz及び243MHzの周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz及び19993kHzの周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±3kHzを超えてはならない。

J19
2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz及び16804.5kHzの周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数とする。

J20
3023kHz及び5680kHzの搬送周波数は、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J21

3155–3195kHz の周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J22

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数は、2182kHz の搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J23

4209.5kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用するナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J24

4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz 及び 26100.5kHz の周波数は、海上安全情報 (MSI) の送信のための国際周波数とする。

J25

A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J26

無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 612 (WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

J27

5900–5950kHz、7300–7350kHz、9400–9500kHz、11600–11650kHz、12050–12100kHz、13570–13600kHz、13800–13870kHz、15600–15800kHz、17480–17550kHz 及び 18900–19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の規定の手続が適用される。また、決議第 517 (WRC-19、改)に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。

J28

この周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で移動業務 (航空移動 (R) 業務を除く。) の局に使用することができる。

J29

6765–6795kHz (中心周波数 6780kHz)、61–61.5GHz (中心周波数 61.25GHz)、122–123GHz (中心周波数 122.5GHz) 及び 244–246GHz (中心周波数 245GHz) の周波数帯は、ITU-R の研究結果を踏まえて産業科学医療用 (ISM) 装置にも使用することとする。なお、6765–6795kHz (中心周波数 6780kHz) 及び 244–246GHz (中心周波数 245GHz) の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J30

この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J31

7995–8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J32

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J33

無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612 (WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

J34

アマチュア業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J35

この周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J36

13360–13410kHz、25550–25670kHz、37.5–38.25MHz、73–74.6MHz、322–328.6MHz、406.1–410MHz、608–614MHz、1330–1400MHz、1610.6–1613.8MHz、1660–1670MHz、1718.8–1722.2MHz、2655–2690MHz、3260–3267MHz、3332–3339MHz、3345.8–3352.5MHz、6650–6675.2MHz、10.6–10.68GHz、14.47–14.5GHz、22.01–22.21GHz、22.21–22.5GHz、22.81–22.86GHz、23.07–23.12GHz、31.2–31.3GHz、31.5–31.8GHz、36.43–36.5GHz、42.5–43.5GHz、42.77–42.87GHz、43.07–43.17GHz、43.37–43.47GHz、48.94–49.04GHz、76–86GHz、92–94GHz、94.1–100GHz、102–109.5GHz、111.8–114.25GHz、128.33–128.59GHz、129.23–129.49GHz、130–134GHz、136–148.5GHz、151.5–158.5GHz、168.59–168.93GHz、171.11–171.45GHz、172.31–172.65GHz、173.52–173.85GHz、195.75–196.15GHz、209–226GHz、241–250GHz 及び 252–275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る (無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照)。

J37

13553–13567kHz (中心周波数 13560kHz)、26957–27283kHz (中心周波数 27120kHz)、40.66–40.70MHz (中心周波数 40.68MHz)、2400–2500MHz (中心周波数 2450MHz)、5725–5875MHz (中心周波数 5800MHz) 及び 24–24.25GHz (中心周波数 24.125GHz) の周波数帯は、産業科学医療用 (ISM) に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を容認しなければならない。

J38

15995–16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J39

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している宇宙研究業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J40

固定業務によるこの周波数帯の使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J41

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している無線標定業務以外の業務の局に妨害を与えない場合に限る。

J42

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならず、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8-75.2MHz の保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J43

この周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次業務で航空移動(R)業務にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第 413(WR C-07、改)の規定に従わなければならない。108-112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J44

この周波数帯において、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を 121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

J45

この周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J46

132-136MHz の周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J46A

137-138MHz の周波数帯における短期間ミッションの非静止衛星システムによる宇宙運用業務（宇宙から地球）の使用は、決議第 660(WRC-19)に従うことを条件とする。決議第 32(WRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯に一次的基礎で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

J47

この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz 及び 608-614MHz の周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために最新版の ITU-R 勧告 RA.769 に示されている実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J48

137-138MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-19、改)の規定を適用する。

J49

移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J50

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J50A

無線通信規則付録第 4 号に従って短期間ミッションに特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 137.175-137.825MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定を適用しない。

J51

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J52

この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第 6 条第 2 項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用による移動業務に使用することができる。

J53

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J54

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。短期間ミッションとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定は適用しない。

J55

この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.221 号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J55A

宇宙運用業務（地球から宇宙）による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、短期間ミッションの非静止衛星システムに使用することができる。決議第 32（WRC-19）に従った短期間ミッションに使用される宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 9.21 号の規定に従った同意を条件としない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用される。148-149.9MHz の周波数帯では、短期間ミッションの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務に更なる制限を課してはならない。さらに、148-149.9MHz の周波数帯で短期間ミッションを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、インド、イラン、日本、カザフスタン、マレーシア、ウズベキスタン、キルギス、タイ及びベトナムとの国境沿いでは、時間率 1%以上で電力束密度が-149dB(W/(m²・4kHz))を超えてはならない。この電力束密度の制限値を超える場合は、この脚注に掲げられた国から無線通信規則第 9.21 号の規定に基づく同意を得なければならない。

J56

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J57(未使用)

J58(未使用)

J59(未使用)

J60

156.525MHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J61

156.8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J62

この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J63

移動衛星業務(地球から宇宙)による 156.7625-156.7875 MHz 及び 156.8125-156.8375MHz の周波数帯の使用は、長距離情報(メッセージ 27、ITU-R 勧告 M.1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。

J63A

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9375-161.9625MHz 及び 161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

J64

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置(AIS)の使用は、捜索救助活動その他安全に関連する通信を目的とする航空機局に限る。

J65

移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用を行う局からの船舶自動識別装置(AIS)の信号を受信する場合に限る。

J66

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J67

この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J68

806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-19、改)及び決議第 749(WRC-19、改)参照)。

J69

243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J70

247.9-250.2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J71

小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J72

この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J73

この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J73A

399.9-400.05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の等価等方輻射電力は、399.9-400.05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日までの間、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までにご利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

399.99-400.02MHz の周波数帯では、上記の等価等方輻射電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

J73B

400.02-400.05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令のアップリンクには、無線通信規則第 5.260A 号の規定は適用しない。

J74

400.1MHz の標準周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J75

この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J75A

401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 7dBW を超えてはならない。

2029 年 11 月 22 日までの間、この制限は、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までにご利用が開始されている衛星システムには適用しない。2029 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシステムに適用される。

J75B

2007 年 4 月 28 日より前に完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 5.264A 号の規定の適用が免除され、401.898-402.522MHz の周波数帯において、最大等価輻射電力が 12dBW を超えない限り引き続き一次的基礎で運用することができる。

J76

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J77

固定業務によるこの周波数帯の使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。

J78

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。

J79

この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J80

宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、有人宇宙船による宇宙から宇宙への送信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げてはならない。

J81

この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J82

435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260-1270MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

J83

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA. 1260-2 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J84

移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J85

449. 75-450. 25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J86

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J87

460-470MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J88

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに掲げる周波数とする。

J89

放送業務の電気通信業務用(エリア放送用)及び放送用(エリア放送用)によるこの周波数帯の使用は、470-710MHz の周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)及び一般業務用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J90

608-614MHz の周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J91

この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J92(未使用)

J93

この周波数帯における電気通信業務用による移動業務の局は、2019 年 3 月 31 日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J94

この周波数帯は、電気通信業務用を法第 6 条第 1 項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに掲げる周波数とする。

J95(未使用)

J96(未使用)

J97

この周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

J98

無線通信規則第 5. 328B 号を参照すること。

J99

この周波数帯は、無線通信規則第 5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第 608(WRC-19、改)参照)。

J100

1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは、安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム又は無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用するその他業務の局に更なる制限を課してはならない。

J101

この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J102

この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J103

この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J104

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。

J105

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせてはならず、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

J106

1370-1400MHz、4950-4990MHz 及び 15. 20-15. 35GHz の周波数帯は、二次業務で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも使用することができる。

J107

1400-1427MHz、2690-2700MHz、15. 35-15. 4GHz、23. 6-24GHz、31. 3-31. 5GHz、50. 2-50. 4GHz、52. 6-54. 25GHz、86-92GHz、100-102GHz、109. 5-111. 8GHz、114. 25-116GHz、148. 5-151. 5GHz、164-167GHz、182-185GHz、190-191. 8GHz、200-209GHz、226-231. 5GHz 及び 250-252GHz の周波数帯では、全ての電波の発射を禁止する。ただし、超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。

J108(未使用)

J109

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J110

この周波数帯において、日本国内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9. 11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての仰角について任意の 4kHz の帯域幅で-150dB(W/m²)とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J111

この周波数帯において、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5. 343 号及び第 5. 344 号参照)及び無線通信規則第 5. 342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動

テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J112

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645. 5MHz、1646. 5-1660. 5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483. 5-2520MHz 及び 2670-2690 MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212 (WRC-07、改)及び第 225 (WRC-07、改)を参照すること。

J113

この周波数帯において、海上移動衛星業務を除く移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 352A 号に掲げる国及び地域における 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J114

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626. 5-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660. 5MHz の周波数帯は、いかなる業務のフィードリンクにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。

J115

移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J116

1530-1544MHz 及び 1626. 5-1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。海上移動衛星による遭難通信、緊急通信及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難通信、緊急通信及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先について考慮することとする(決議第 222 (WRC-12、改)の規定が適用される。)。

J117

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J118

移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J119

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあつては、航空移動(R)業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J120

1545-1555MHz 及び 1646. 5-1656. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手続の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信

の優先についても考慮することとする(決議第 222(WRC-12、改)の規定が適用される。)

J120A

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

J121

この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件とする。

J122

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星(R)業務にも使用することができる。

J123

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局に関しては、この周波数帯では、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。ただし、1610-1626. 5MHz の周波数帯では、無線通信規則第 5. 366 号に従って運用する航空無線航行衛星業務、無線通信規則第 5. 367 号に従って運用する航空移動衛星(R)業務及び 1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯における GMDSS に使用する海上移動業務に関して、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用される。

J124

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、その影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5. 366 号(無線通信規則第 4. 10 号が適用されるシステム)に従って運用しているシステムに使用される周波数帯で、最大の等価等方輻射電力による電力密度は-15dBW/4kHz を超えてはならない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯において、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5. 366 号に従って運用している局及び無線通信規則第 5. 359 号に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。

J125

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えてはならない。1613. 8-1626. 5 MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M. 1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J126

移動衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J126A

移動衛星業務の局は、1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない(第 29. 13 号適用)。1613. 8-1626. 5 MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M. 1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に

規定される保護基準を遵守しなければならない。

J126B

1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯で受信している海上移動地球局は、通告主管庁間で合意がなされたのでなければ、無線通信規則に従い 1610-1621. 35MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局又は無線測位衛星業務の海上地球局、あるいは無線通信規則に従い 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局に対して追加の制約を課してはならない。

J126C

1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯で受信している海上移動地球局は、完全な調整情報が無線通信局により 2019 年 10 月 28 日より前に受領されたネットワークにおける 1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯の移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)の地球局の割当てに制約を課してはならない。

J127

1631. 5-1634. 5MHz 及び 1656. 5-1660MHz の周波数帯で運用される移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5. 359 号に掲げる国において運用される固定業務の局に有害な混信を与えてはならない。

J128

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J129

この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J130

この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第 744(WRC-07、改)を適用する。

J131

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。ただし、1668-1668. 4MHz の周波数帯においては、決議第 904(WRC-07)も適用する。

J132

この周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文業務の局においても、2000 秒間の期間のうち 2%以上で、10MHz の帯域幅で-181dB(W/m²)及び任意の 20kHz の帯域幅で-194 dB(W/m²)を超えてはならない。

J133

この周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 379 号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J134

無線通信規則第 5. 380A 号を参照すること。

J135

1750-1850MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J136
この周波数帯は、決議第 223 (WRC-07、改) に従って IMT に使用することができる。

J137
1885–2025MHz 及び 2110–2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212 (WRC-15、改) に従わなければならない (決議第 223 (WRC-15、改) 参照)。

J138
決議第 221 (WRC-07、改) に従い、1885–1980MHz、2010–2025MHz 及び 2110–2170MHz の周波数帯は、IMT を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局 (HAPS) に使用することができる。

J139
無線通信規則第 5.388B 号に掲げる国の固定業務及び IMT を提供する移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885–1980MHz、2010–2025MHz 及び 2110–2170MHz の周波数帯において IMT を提供する基地局として運用する高高度プラットフォーム局 (HAPS) は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で−127dB (W/(m²・MHz)) の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

J140
移動衛星業務による 1980–2010MHz 及び 2170–2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) に従うことを条件とする。

J141
2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA.1154-0 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

J142
2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J143
この周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4.10 号は適用しない。

J144
移動衛星業務及び無線測位衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯の電波の発射については、特に、その第二高調波により生じる 4990–5000MHz の周波数帯の電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J145
2500–2520MHz の周波数帯の移動衛星業務 (宇宙から地球) への分配は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J146
2515–2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務 (宇宙から地球) の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J147
2520–2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務 (宇宙から地球) の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J148
移動業務の局による 2545–2555MHz の周波数帯の使用は、2500–2535MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J149
2655–2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、日本国内においては、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務 (地球から宇宙) にも使用することができる。

J150
2670–2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第 9.11A 号に従うものとする。

J151
この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。

J152
この周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930–2950MHz の周波数帯に限る。

J153
航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。

J154
2920–3100MHz 及び 9320–9500MHz の周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービーコンでは使用できない。

J155
この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J156
3100–3266MHz の周波数帯は、レーダービーコン及び船舶用のレーダーでも使用することができる。

J157
無線通信規則第 5.432A 号及び第 5.433A 号を参照すること。

J158
この周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務 (内外放送に限る。) の局にも割り当てる。また、放送衛星業務 (内外放送に限る。) の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J159
4200–4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件

に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J159A

航空移動業務(R)の局による4200–4400MHzの周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空電子機器のために保留する。この使用は、決議第424(WRC-15)の規定に従うものとする。

J160

航空無線航行業務による4200–4400MHzの周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

J161

無線通信規則第5.441号を参照すること。

J162

4825–4835MHz及び4950–4990MHzの周波数帯における移動業務に対する分配は、航空移動を除く移動業務に限る。

J163

航空移動衛星(R)業務による5000–5030MHz及び5091–5150MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

J164

5030MHz以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないように、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により5030–5150MHzの周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHzの帯域幅で−124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990–5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないように、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第741(WRC-12、改)で定められた4990–5000MHzの周波数帯における制限値に従わなければならない。

J165(未使用)

J166

航空移動業務による5091–5150MHzの周波数帯の使用は、次のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第748(WRC-15、改)に従うものとする。
- 決議第418(WRC-15、改)に従った航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

J167

無線通信規則第5.444A号を参照すること。

J168

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限るものとし、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。

J169

航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際的に標準化された航空システムに限る。この周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射の等価等方輻射電力密度は、ITU-R 勧告による規定がなされるまでは、−75dBW/MHzの制限値を使用するものとする。

J170

航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める手続に従って同意を得ることを条件とし、国際的に標準化された航空システムに限る。

J171

この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。

J172

5150–5216MHzの周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610–1626.5MHz及び2483.5–2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。なお、地表面での総電力束密度は、全ての仰角において−159dBW/m²/4kHzを超えてはならない。

J173

航空移動を除く移動業務の局による5150–5350MHz及び5470–5650MHzの周波数帯の使用は、決議第229(WRC-12、改)に従わなければならない。ただし、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りでない。

J174

この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

J175

5150–5650MHzの周波数帯は、航空機内における移動業務の小電力データ通信システム用でも使用することができる。なお、5150–5350MHzの周波数帯の使用は、屋内その他屋内と電波の遮蔽効果が同等と認められる場合に限る。

J176

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

J177

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J178

5250–5350MHzの周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告F.1613-0に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A号は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179

この周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、決議第229(WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J180

J181

J182

J183

J184

J185

J186

J187

J188

J189

J189A

J189B

J190

J191

J191A

J191B

J192

J193

J194

J195

J196

J197

J198

J199

J200

J201

J202

J203

J204

J205

J206

J207

J208

J209

J210

J211

J212

J213

J214

J215

J216

J217

J218

J219

J220

J221

J222

J223

J224

J225

J226

J227

J228

J229

J230

J188A

地球探査衛星業務(地球から宇宙)による 7190–7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190–7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

J188B

7190–7235MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。

J189

7250–7375MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J189A

7375–7425MHz の周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J189B

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J190

気象衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。

J191

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J191A

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(地球から宇宙)に密接な関係を有する移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J192

宇宙研究業務(宇宙から地球)による 8400–8450MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。

J193

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その使用及び発達を妨げてはならない。

J194

海上無線航行業務による 8850–9000MHz 及び 9200–9225MHz の周波数帯の使用は、海岸に設置されるレーダーに限る。

J195

この周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5. 337 号に従い航空

^[1] 無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

^[2] 無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

^[3] 無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

無線航行情務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5. 471 号に掲げる国において一次業務で運用されている海上無線航行情務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

J195A

地球探査衛星業務(能動)による 9200–9300MHz 及び 9900–10400MHz の周波数帯の使用は、9300–990 0MHz の周波数帯内では十分に対応することができない 600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 52 号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第 9 条の第 II D 節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

J195B

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2066-0 に従う。

J195C

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2065-0 に従う。

J195D

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200–9300MHz の周波数帯の海上無線航行情務及び無線標定業務、9900–10000MHz の周波数帯の無線航行情務及び無線標定業務並びに 10. 0–10. 4GHz の周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J196

航空無線航行情務によるこの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行情務のレーダービーコンは、海上無線航行情務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J197

地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、9500–9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J198

この周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行情務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならず、そのレーダーからの保護を要求してはならない。また、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定業務の局に対して優先権を有する。

J199

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線航行情務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

J200

地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による 9800–9900MHz の周波数帯の使用は、9 300–9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J201

9800–9900MHz 帯における地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、この周波数帯に二次業務で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、この局からの保護を要求してはならない。

J202

9975MHz–10. 025GHz の周波数帯は、二次業務で気象衛星業務（気象用レーダー用）にも使用することができる。

J203

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務以外の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J204

この周波数帯は、非静止衛星システムに限るものとし、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

J205

無線通信規則付録第 30 号に掲げる地域計画に基づく放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がこの計画に従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として放送衛星業務に使用しなければならない。

J206

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10. 95–11. 2GHz (宇宙から地球)、11. 45–11. 7GHz (宇宙から地球)、12. 2–12. 75GHz (宇宙から地球)、13. 75–14. 5GHz (地球から宇宙)、17. 8–18. 6GHz (宇宙から地球)、19. 7–20. 2GHz (宇宙から地球)、27. 5–28. 6GHz (地球から宇宙)及び 29. 5–30GHz (地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。これらの周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

J207

この周波数帯において、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号から第 5. 31 号までの規定を適用する。

J208

12. 2–12. 5GHz の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J209

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行情務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J210

航空無線航行情務によるこの周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

J211

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J212A

13. 4-13. 65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。

- 2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)で運用される衛星システム
 - 能動宇宙検知器
 - 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)で運用される衛星システム
- 宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212B

13. 4-13. 65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星(能動)業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

J213

無線通信規則第 5. 502 号を参照すること。

J214

無線通信規則第 5. 503 号を参照すること。

J215

無線通信規則第 5. 506A 号を参照すること。

J216

3400-3600MHz の周波数帯は、二次業務で無線標定業務の公共業務用にも使用することができる。

J217

無線通信規則第 5. 511A 号を参照すること。

J218

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4. 10 号の適用があるものに限る。)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従わなければならない。

J219

無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J220

この周波数帯における無線標定業務の局の電力束密度は、15. 35-15. 4GHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、いかなる電波天文観測所においても、当該周波数帯のうちの 50MHz の周波数帯域幅当たり時間率 2%以上で- 156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。

J221

この周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

J222

固定衛星業務(地球から宇宙)による 17. 3-18. 1GHz 及び 18. 1-18. 4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のフィーダリンクに限る。

J222A

17. 7-19. 7GHz (宇宙から地球)及び 27. 5-29. 5GHz (地球から宇宙)の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第 169(WRC-19)が適用される。

J223

この周波数帯は、一次業務で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

J224

この周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第 2 1. 5A 号及び第 21. 16. 2 号に示す値に制限される。

J225

固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が 20000km を超える軌道を持つシステムに限る。

J226

無線通信規則第 5. 523A 号を参照すること。

J227

固定衛星業務(地球から宇宙)による 19. 3-19. 6GHz の周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この場合は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

J228

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによるこの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第 5. 523C 号及び第 5. 523E 号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9 条(第 9. 11A 号を除く。)、第 11 条及び第 22. 2 号を条件とする。

J229

無線通信規則第 5. 523C 号を参照すること。

J230

無線通信規則第 5. 523E 号を参照すること。

J231

固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19. 7-20. 2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課さないものとする。

J232

19. 7-20. 2GHz(宇宙から地球)、28. 45-29. 1GHz(地球から宇宙)、29. 46-30GHz(地球から宇宙)及び 4

0-40.5GHz (宇宙から地球)の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。

J233

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、19.7-20.2GHz 及び 29.5-30GHz の周波数帯においては、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り周波数帯の高い部分に配置するものとする。

J234

19.7-20.2GHz 及び 29.5-30GHz の周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第 4.10 号は適用されない。

J235

20.1-20.2GHz 及び 29.9-30GHz の周波数帯で、固定衛星業務及び移動衛星業務の通信網は、1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間に回線を設定することができる。

J236

移動衛星業務の宇宙局の使用に当たっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。この周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第 5.524 号の規定に従う固定及び移動システムが運用する周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

J237

関係主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、固定業務及び移動業務のどの局についても、他の主管庁の所掌範囲における任意の点の地上高 3m において、時間率 20%以上で- 120.4 dB(W/(m²・MHz)) を超える電力束密度を生じさせてはならない。この場合においては、ITU-R 勧告 P.452 (ITU-R 勧告 B 0.1898 を参照)に基づかなければならない。

J238

この周波数帯の固定業務及び移動業務の局は、放送衛星業務の発達を促進するため、その設置を制限されることがある。

J239(未使用)

J240(未使用)

J241

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。

J242

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でも 54km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。この場合において、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号は適用しない。

J243

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4.5m とする地球局に限る。

J244

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。

J245

この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

J246

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限るものとし、また宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

J247

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、ITU-R 勧告 SA.1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242 (WRC-19)を適用する。

J248

この周波数帯における衛星間業務で運用されている非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第 22.2 号は適用されない。

J249

この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J250

27.500-27.501GHz 及び 29.999-30.000GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

J251

27.501-29.999GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J252

27.9-28.2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも割り当てることができる。HAPS による当該周波数帯の使用は、補助周波数帯とする。HAPS に割り当てられた当該周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。HAPS は、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145 (WRC-07、改)を参照すること。

J253

この周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

J254

無線通信規則第 5.535A 号を参照すること。

J255

無線通信規則第 5. 541 号を参照すること。

J255A

29. 5-30GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 23 の 4 に規定する携帯移動地球局は、決議第 156 (WRC-15) に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

J256

固定業務又は移動業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21. 3 号及び第 21. 5 号に定める電力制限値を適用する。

J257

29. 95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業務(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J258

無線通信規則第 5. 543B 号を参照すること。

J259

宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21 条表 21-4 に定める値を超えないことを条件とする。

J260

31. 8-33. 4GHz、37-40GHz、40. 5-43. 5GHz、51. 4-52. 6GHz、55. 78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用することができる (決議第 75(WRC-2000)参照)。

J261

航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、この周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。

J262

32. 3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31. 8-32. 3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第 707 参照)。

J263

この周波数帯において、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0. 8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73. 3dB(W/m²)を超えてはならない。

J264

地球探査衛星業務(受動)と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752(WRC-07)を適用する。

J264A

37. 5-39. 5GHz (宇宙から地球)、39. 5-42. 5GHz (宇宙から地球)、47. 2-50. 2GHz (地球から宇宙)及び 50. 4-51. 4 GHz (地球から宇宙) の周波数帯の固定衛星業務の非静止衛星システムによる使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システム(他の業務の静止衛星システムではない)との調整のために、無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用される。決議第 770 (WRC-19) も適用され、無線通信規則第 22. 2 号も引き続き適用される。

J264B

38-39. 5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局 (HAPS) での使用に特定される。HAPS から地上方向において、HAPS 地上局は固定、移動及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号は適用しない。この特定は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。さらに、HAPS は固定衛星、固定及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 168(WRC-19)に従う。

J264C

移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システム及び固定衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムによる 39. 5-40GHz 及び 40-40. 5GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムには適用されない。無線通信規則第 22. 2 号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

J265

無線通信規則第 5. 551H 号を参照すること。

J266

無線通信規則第 5. 551I 号を参照すること。

J267

43. 5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J268

この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。

J269

47. 2-49. 2GHz の周波数帯は、40. 5-42. 5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J270

47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)に割り当てることができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-07、改)の規定に従うことを条件とする。

J271

48. 94-49. 04GHz の周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。

J271A

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2. 4m のゲートウェイ地球局に限定される。

J272

51. 4-54. 25GHz、58. 2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。

J273 移動業務（小電力業務用を除く。）によるこの周波数帯の使用は、2021年12月31日までに限る。

J274 衛星間業務による54.25–56.9GHz、57–58.2GHz及び59–59.3GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上にある衛星相互間に限る。衛星間業務の局による地表面から1000kmまでの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、−147dBW/m²/100MHzを超えてはならない。

J275 この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。

J276 55.78–56.26GHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局における送信機より空中線へ送られる最大電力密度を、−26dB(W/MHz)に制限する。

J277 航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第5.43号参照)。

J278 衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から1000kmまでの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、−147dBW/m²/100MHzを超えてはならない。

J279 無線標定業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第5.43号参照)。

J280 この周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。

J281 81–81.5GHzの周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

J282 固定業務、移動業務及び放送業務の局は、周波数割当計画に係る会議における放送衛星業務のための適切な決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

J283 固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のフィーダリンクに限定される。

J284 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダー用に限る。

J285 宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、94–94.1GHz及び130–134GHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)の宇宙局から電波天文受信機の空中線の主ビームに向けられた送信により発生する干渉を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。

J286 105–109.5GHz、111.8–114.25GHz及び217–226GHzの周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。

J287 衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から1000kmまでの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において−148dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

J288 地球探査衛星業務(能動)による使用は、133.5–134GHzの周波数帯に限る。

J289(未使用)

J290(未使用)

J291 衛星間業務による174.8–182GHz及び185–190GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から1000kmまでの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において−144dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

J292 200–209GHz、235–238GHz、250–252GHz及び265–275GHzの周波数帯では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

J293 237.9–238GHzの周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

J294 受動業務による275–1000GHzの周波数帯の使用は、能動業務による使用を妨げてはならない。

J295 1000–3000GHzの周波数帯は、能動業務及び受動業務に使用することができる。

J296 275–450GHzの周波数帯での固定及び陸上移動業務のアプリケーションの運用：275–296GHz、306–313GHz、318–333GHz及び356–450GHzの周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)を保護するために特定の条件を必要としない陸上移動及び固定業務のアプリケーションを導入しようとする主管庁によって特定される。296–306GHz、313–318GHz及び333–356GHzの周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)のアプリケーションの保護を確実にする特定の条件が、以下に従って決定される場合にのみ、固定および陸上移動業務のアプリケーションで使用できる。決議第731(WRC–19、改)。

電波天文のアプリケーションが使用される 275-450GHz の周波数帯では、地上移動及び/又は固定業務のアプリケーションから電波天文のサイトを保護するため、決議第 731 (WRC-19、改) に従いケースバイケースで、特定の条件（最小離隔距離や回避角度など）が必要になる場合がある。陸上移動および固定業務のアプリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHz の周波数帯の無線通信業務の他のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。